

議第288号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成29年2月22日提出

京都市長 門川大作

相手方	
事件の種類	詐害行為の取消しの請求
事件の内容	<p>本市は、訴外オグラード・サービス株式会社（京都市右京区西京極東向河原町5番地。以下「オグラード」という。）及びその代表取締役である訴外_____に対し、小栗栖排水機場の運転監視業務に係る委託契約に基づく債務の不履行による損害賠償金（以下「本件賠償金」という。）の支払を求めるに当たり、訴外オグラード及び訴外_____が所有する土地及び建物（以下「本件不動産」という。）について、仮差押を行った。</p> <p>相手方は、訴外_____の親族であり、本件賠償金の支払を免れるため設立された訴外ジェイテック株式会社（京都市右京区西京極東向河原町5番地の3）の監査役を務めているが、本市を害することを知りながら、本件不動産の一部に根抵当権を設定し、その旨の仮登記を行った。</p> <p>そこで、当該仮登記は詐害行為に当たることから、その取消しを求める訴えを提起しようとするものである。</p> <p>なお、本件訴えの係属中に新たに判明した詐害行為については、その取消しに係る請求を本件の訴えに追加することとする。</p>

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。